

困難な問題を抱える女性のカテゴリー別の現状・課題等

【カテゴリー】

高齢・中年・若年・しょうがい・精神疾患・外国籍・ひとり親・単身世帯・多子世帯・専業主婦・非正規就労・トランスジェンダー女性/男性・ホームレス・生活困窮・DV被害者・性被害者・ストーカー被害者・ひきこもり・ヤングケアラー・妊産婦・犯罪被害/加害者等

1. 若年

- (1) 行政機関への相談のハードルが高いこと、自らが支援対象であると認識していないこと、自らの状況の困難さを正確に認識できないこと等により、相談支援に繋がりにくい。
- (2) 家族関係の悪化、居場所の喪失、摂食障害やオーバードーズ自傷行為等を含む精神疾患や精神的不安定、孤立、貧困、教育・就労機会からの排除、予期せぬ妊娠・中絶のトラウマなどを抱えがち。
- (3) 性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害を受ける可能性が高い。
- (4) 18歳未満であれば、児童相談所等と連携して児童福祉施策を活用できる。

(参考：厚生労働省「女性相談支援員 相談・支援指針」)

2. 中高年

- (1) 正規雇用として働き始めた女性も、育児や介護などのケア役割により離職することも多く、再就職先はパートやアルバイト、派遣、契約社員など選択肢も限定的。
- (2) 高齢者の入居支援、身元保証人のない人への入院などのサポート体制も必要。

(参考：東京都社会福祉協議会福祉実践事例ポータルサイト掲載「生活が困窮する中高年シングル女性の支援に向けて」)

3. 母子家庭

- (1) 母子家庭の多くは就労しているものの年間就労収入が低く、経済的に困窮状態にある。
- (2) 母子家庭の経済困窮は、子どもの養育環境や進路選択、母子の健康状態などにも影響を及ぼし、母親の心身の疲労やストレスも大きい。
- (3) 母子家庭の中でも、母親自身の学歴によって生活や就労状況に差異がある。

(参考：厚生労働省「女性相談支援員 相談・支援指針」)

4. 外国にルーツを持つ者

- (1) 外国人は法的地位の不安定性があり、有効な旅券と在留資格を有することが重要。
- (2) 日常会話には不自由しなくても、被害状況の正確な説明や様々な手続への理解などに日本語力が不十分な場合に、本人の意思に反した形で事態が進むことも起こりうる。
- (3) 情報管理の観点から、同国人のコミュニティと繋がりのある通訳者は避ける方がよい。

(参考：厚生労働省「女性相談支援員 相談・支援指針」)

5. しょうがいしゃ

- (1) 必要な情報と支援が、しょうがいのある女性本人に届きにくい現状がある。
- (2) しょうがいのある子どもを産むのではないかと中絶を勧められることが続いている。しょうがいを理由に医療機関から出産を断られる例も多い。
- (3) しょうがいがある人の介助保障は不十分で、施設や病院では同性介助を求めても、労務管理等を理由に拒否されることもある。
- (4) 固定的性別役割分業は、しょうがいのある女性に対し、無理をしてでも家事をやらなければならないという抑圧として作用している。身体介助が必要な女性には、「女性なのにケアが必要」とみなされ、より一層の差別を受けることもある。
- (5) シェルターを含む保護施設の物理面、情報面のバリアフリーが進まず、しょうがいしゃの一時保護には、通常の福祉施設を活用するという傾向がある。福祉施設にはDV被害者に対応したセキュリティはなく、安全が担保されない。
- (6) 家庭内に抱え込まれ、親族や配偶者に依存せざるを得ない経済的立場の弱さに加え、社会的支援へのアクセスが遅れがちで、教育、就労、介助、情報、子育て、住宅、医療などの資源も活用しにくい傾向がある。

(参照：DPI 女性障害者ネットワーク「共通テキスト資料集—障害のある女性の複合差別」)

6. DV・ストーカー被害

- (1) 家庭内で行われるため発見が困難。加害者の罪の意識が薄く、エスカレートしやすい特徴がある。暴力の影響は、被害者本人だけでなく、子ども、親族、友人、職場などを巻き込む事が多い。
- (2) 被害者は、加害者から自己決定権を日常的に奪われているので、自分で決める作業が容易ではない。
- (3) 被害者は暴力により、怪我などの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSDに陥るなど、精神的な影響をうけることが多い。回復に時間がかかるにも関わらず、精神的ケアが不足している。
- (4) 面前DVを受けた子供が、家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもある。
- (5) 相談したものの家を出る決心がつかなかったり、しばらく一時保護施設で過ごしても、その後自宅に戻る場合もある。
- (6) 子どものことや経済的な理由などから、加害者が変わることを期待し、加害者のもとに留まることを決意する人もいる。
- (7) シェルターから出て、夫の生活圏から離れ、知らない土地で生活することを余儀なくされ、孤立してしまうケースがある。
- (8) ストーカー行為の被害者の場合、個人的な問題という認識が強く、ぎりぎりまで相談しない傾向がある。加害者からの報復を恐れて、警察への相談を躊躇することが多い。
- (9) 危険度について、警察と被害者との認識のギャップが大きいことも多い。

(参考：厚生労働省「女性相談支援員 相談・支援指針」、東京都「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」)